

町立保育所の保護者のみなさまへ

町立保育所において新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について

厚生労働省より、「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」（令和2年2月25日付け）として示された、登所回避および保育所等の臨時休所の措置に関する方針等を踏まえ、宇治田原保育所（以下、「町立保育所」という。）において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について、以下のとおりお知らせします。

子どもが感染した場合について

- ① **感染した子どもが、発熱や咳などの症状が出ている状態で登所していた場合には、町立保育所を臨時休所します。**なお、臨時休所の規模および期間については、感染拡大を防ぐ観点から、**14日間**を予定しますが、所管の保健所（山城北保健所）と相談のうえ決定します。
- ② **感染した子どもが、発熱や咳などの症状が出ていない状態で登所していた場合には、原則として町立保育所を臨時休所します。**ただし、状況により一律に臨時休所が必要とまではいえない可能性もあるため、その必要性について、個別の事案ごとに保健所と十分相談のうえ、慎重に判断していきます。

子どもが感染者の濃厚接触者に特定された場合について

- ③ 子どもが感染者の濃厚接触者に特定された場合には、登所できません。なお、この場合の登所できない期間は、**感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して14日間**となります。

町立保育所に感染者がいない場合の臨時休所について

- ④ 町立保育所に感染者がいない場合であっても、**地域全体で感染拡大を抑えることを目的**として、臨時休所を行うことがあります。

発熱等の症状がある子どもの登所回避について

- ⑤ 感染拡大の防止のため、**健康状態の確認（検温等）**をお願いします。
発熱や咳などの風邪の症状が見られるときは登所を控えていただくようお願いします。

職員における感染対策について

- ⑥ 町立保育所の職員が感染者等となった場合においても、上記①～⑤と同様の取扱いになりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

基礎疾患のある子どもについて

- ⑦ 基礎疾患のある子どもについては、主治医に相談のうえ、その指示に従ってください。なお、日々の体調の変化に注意するとともに、登所の際は、健康観察の徹底をお願いします。

◆ **臨時休所の決定は、急なご案内になることがありますので、ご理解とご協力をお願いします。**